

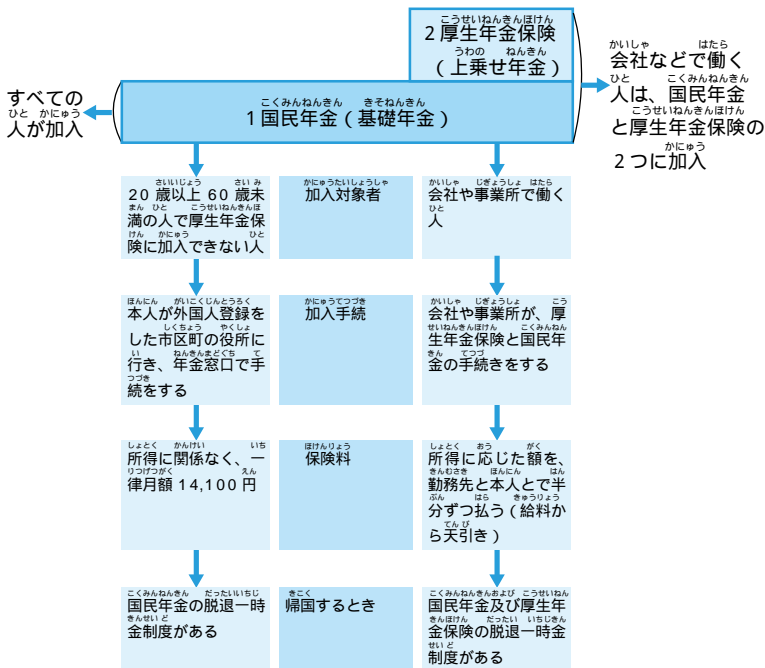


ねんきん 16. 年金

日本の公的年金制度では、20歳以上60歳未満の国民はすべて国民年金に強制加入することになっていますので、20歳以上60歳未満の人は必ず次の区分のどれかに該当しています。

第1号被保険者	第2号・第3号以外のすべての人（自営業者・学生等）
第2号被保険者	会社員・公務員等 （同時に厚生年金または共済年金にも加入）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

日本の公的年金制度



国民年金とは、私たちが年をとったり、事故などによる障害が残って働けなくなったりしたときの経済的な支えです。国民一人一人が社会全体で世代間扶養を行う仕組みになっており、すべての人に必ず訪れる老後の収入確保や、障害を負ったり、遺族になったときに年金の支給を受けるための社会保険制度です。

公的年金には、公的年金制度の基礎として加入者に共通の「老齢・障害・遺族基礎年金」を支給する国民年金と、会社員などが加入し、国民年金の基礎年金に上乗せして「報酬比例の年金」を支給する厚生年金保険があります。

1. 国民年金

1-1 国民年金への加入

加入年齢など

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することになっています。勤務先で厚生年金保険に加入している場合は、同時に国民年金に加入することになり、加入手続きは、厚生年金保険に加入したときに自動的に行われるため、自分自身で直接手続きを行う必要はありません。

加入手続

国民年金に加入するには、印鑑（本人が届出書に自ら署名する場合は不要）を持参し、市区町の役所の年金窓口へ届け出をします。

保険料の支払い

所得に関係なく一律に月額14,660円（2009年度）です。社会保険庁から1年分の納付書が毎年4月に届きます。この納付書を持って郵便局や銀行の窓口、コンビニエンスストアなどで納めるか、口座振替でも納付できます。所得（収入）が少ないなど、保険料を

納付することが困難なときは、申請により保険料の全額または一部が免除される場合があります。また、学生は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」を利用できますが、一部各種学校は対象となりません。30歳未満の若年者についても、「若年者納付猶予制度」があります。免除等（法定免除を除く）は、原則、毎年手続を行う必要があります。また、保険料を一定期間分前納すると、保険料が割引になる制度もあります。詳細は年金担当窓口までご確認ください。

社会保険事務所リスト P344

保険料の支払いが困難なとき...免除の申請をしましょう。
免除等になる所得（収入）の目安

免除等の種類	所得（収入）の目安			一部納付額 （月 額）	年金額の 計算
	単身世帯	2人世帯	4人世帯		
全額免除				-	3分の1
若年者納付猶予 （30歳未満）	57万円	92万円	162万円	-	-
4分の3免除	93万円	142万円	230万円	3,600円	2分の1
半額免除	141万円	195万円	282万円	7,210円	3分の2
学生納付特例				-	-
4分の1免除	189万円	247万円	335万円	10,810円	6分の5

2人世帯は夫婦のみ、4人世帯は夫婦・子2人（16歳未満）での目安です。

1-2 給付の種類 と公的年金のメリット

老齢基礎年金

65歳から基礎年金を受けるためには、25年以上保険料を納めることが必要です。これは、老後を支える終身の年金であり、生涯ずっと

うと
受け取ることができるものです。

しょうがいきそねんきん 障害基礎年金

こくみんねんきんかにゆうちゆう しょうがい かた さいまえ しょうがい しょうがいしゃ
国民年金加入中に障害になった方や20歳前の障害で障害者になっ
たときに支給される年金です。障害福祉年金を受けていた方、20
さいまえ しょうがい しょうとく しきゅうせいげん
歳前の障害については所得などによる支給制限があります。

いぞくきそねんきん 遺族基礎年金

こくみんねんきんかにゆうちゆう しぼう ろうれいきそねんきん う しかくきかん
国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間
(原則として25年間)を満した人が死亡したとき、その人によっ
げんそく ねんかん み ひと しぼう ひと
て生計を維持されていた18歳未満の子のある妻、または子(18
さいとうたつねんど まつじつ しょうがい こ さい たつ
歳到達年度の末日まで、または、障害のある子が20歳に達するまで)
しきゅう しぼう もの ほけんりょうのうふずみきかん
に支給されます。ただし、死亡した者について、保険料納付済期間が
かにゆうきかん ぶん いじょう じょうけん
加入期間の3分の2以上あることが条件となります。

ほか その他のメリット

おさ ほけんりょう かくていしんこく さい しゃかいほけんりょうこうじょ ぜんがく
納めた保険料は、確定申告の際に、“社会保険料控除”として、全額
しょうとく こうじょ
が所得の控除となります。

こうせいねんきんほけん 2. 厚生年金保険

こうせいねんきんほけん かにゆう 2-1 厚生年金保険への加入

かにゆうたいしゅうしゃ 加入対象者

けんこうほけん どうよう にんいじょう じゅうぎょういん かが かいしゃ じょうじこよう
健康保険と同様に、5人以上の従業員を抱える会社に常時雇用され
る限り、外国人にも厚生年金保険が適用され、これに加入しなければ
なりません。また、パート従業員である場合も、その会社で働く
じゅうぎょういん ばあい かいしゃ はたら
通常の社員の勤務時間および勤務日数のおおむね4分の3以上であ
る場合には、加入が義務付けられています。

かにゆうてつづき 加入手続

かにゆうてつづき きんむ かいしゃ おこな きんむさき
加入手続は、勤務している会社で行います。勤務先または
しゃかいほけんじむしょ と あ
社会保険事務所に問い合わせましょう。

ほけんりょう しはら 保険料の支払い

ほけんりょう きんむさき ろうどうしゃ ふたん がく
保険料は、勤務先と労働者として50%ずつ負担しますが、その額
ろうどうしゃ げつきゅう がく こと ほけんりょう
は労働者の月給やボーナスの額によって異なります。また、保険料
しはら きんむさき つうじ おこな くわ きんむさき
の支払いは勤務先を通じて行います。詳しくは勤務先または
しゃかいほけんじむしょ と あ
社会保険事務所へ問い合わせてください。

しゃかいほけんじむしょ
社会保険事務所リスト P344

きゆうふ しゅるい 2-2 給付の種類

ろうれいこうせいねんきん 老齢厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆう かた こくみんねんきん ろうれいきそねんきん う
厚生年金保険に加入していた方が、国民年金の老齢基礎年金を受け
しかくきかん み ほけんりょう おさ きかん めんじよ きかん
る資格期間を満たしたとき（保険料を納めた期間や免除された期間
などをあわせて25年以上あるとき）は、65歳から老齢基礎年金に
うわの ろうれいこうせいねんきん う
上乗せして老齢厚生年金が受けられます。

しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆうちゆう しょうがい こくみんねんきん しょうがいきそねんきん う
厚生年金保険に加入中の障害で国民年金の障害基礎年金が受けられ
しょうがいきそねんきん うわの しょうがいこうせいねんきん う
るとき、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受けられます。

いぞくこうせいねんきん 遺族厚生年金

こうせいねんきんほけん かにゆう かた しぼう ばあい いてい
厚生年金保険に加入していた方が死亡した場合であって、一定の
じょうけん み ばあい いぞく たい こくみんねんきん いぞくきそねんきん
条件を満たす場合には、その遺族に対し、国民年金の遺族基礎年金に
うわの いぞくこうせいねんきん しきゅう
上乗せして遺族厚生年金が支給されます。

だつたいいちじきん きこく 3. 脱退一時金（帰国するとき）

こくみんねんきん こうせいねんきんほけん だつたいいちじきん しきゅうせいど
国民年金および厚生年金保険には、「脱退一時金」の支給制度が

あります。これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6か月以上納めた場合、日本を出国後2年以内に所定の手続に従って請求すれば、脱退一時金が支給されるという制度です。詳しくは、市区町の役所の年金担当窓口でご確認ください。

支給の条件

日本国籍を有していない人

国民年金または厚生年金保険の保険料を6か月以上納めていた人

年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない人

日本に住所を有していない人

国民年金、厚生年金の脱退一時金の請求について

- 請求の条件：国民年金または厚生年金を6か月以上おさめた人で、日本出国後2年以内に日本の社会保険業務センターへ請求すること
- 提出する書類：脱退一時金裁定請求書
- 添付する書類：

パスポートの写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）

振込先の銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号、請求者本人の口座名義であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書

など）または、銀行口座証明印の欄に銀行の証明を受けたもの
年金手帳

請求先： 社会保険庁「社会保険業務センター」

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 TEL 0570-05-1165

申請書類は母国の日本領事館にもありますが、請求することを決めている人は帰国する前に近くの社会保険事務所へ申請書類を取りに行

きましよう。社会保険庁のホームページからダウンロードも可能です。

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語の申請書 <http://www.sia.go.jp/e/lw.html>
 国民年金の脱退一時金の額 (2009 年度)

保険料納付済期間	一時金の額
6 か月以上 12 か月未満	43,980 円
12 か月以上 18 か月未満	87,960 円
18 か月以上 24 か月未満	131,940 円
24 か月以上 30 か月未満	175,920 円
30 か月以上 36 か月未満	219,900 円
36 月以上	263,880 円

脱退一時金の額は、請求日の前日における保険料の納付月数に応じています。保険料の一部免除期間がある場合は、下記納付月数を保険料納付月数に合わせます。

1/4 免除	3/4 月納付
半額免除	1/2 月納付
3/4 免除	1/4 月納付

厚生年金の脱退一時金の額

保険料納付済期間	一時金の額
6 か月以上 12 か月未満	平均標準報酬額 (1) × 支給率 (対象保険料率 (2) × 50% × 6)
12 か月以上 18 か月未満	平均標準報酬額 × 支給率 (対象保険料率 × 50% × 12)
18 か月以上 24 か月未満	平均標準報酬額 × 支給率 (対象保険料率 × 50% × 18)
24 か月以上 30 か月未満	平均標準報酬額 × 支給率 (対象保険料率 × 50% × 24)
30 か月以上 36 か月未満	平均標準報酬額 × 支給率 (対象保険料率 × 50% × 30)
36 月以上	平均標準報酬額 × 支給率 (対象保険料率 × 50% × 36)

1 平均標準報酬額：被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額。

2 対象保険料率：最終月（最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月をいう）の属する年の前年10月の保険料率

さいしゅうつき がつ から がつ ばあい ぜんぜんとし がつ
(最終月が1月から8月までの場合にあつては、前々年10月の
ほけんりょうりつ ひょう い か
保険料率)のことを、この表において言い換えています。

けんない しゃかいほけんじむしょ
県内の社会保険事務所

かいちようじかん げつようび きんようび
(開庁時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15)

しゃかいほけんじむしょ
社会保険事務所リスト P344

こくみんねんきん しょうさい
国民年金についての詳細

しゃかいほけんちよう こくみんねんきん なに
社会保険庁 HP 「国民年金って何？」

<http://www.sia.go.jp/nenkin/index.html>

ねんきん かん でんわ そうだん
年金に関する電話での相談は、「ねんきんダイヤル」

TEL 0570-05-1165 (IP電話・PHS)

TEL 03-6700-1165